

医療施設に対する削減義務率の緩和措置 要件確認チェックシート

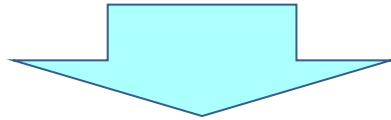
1. 前提条件

- ☐ 第三計画において、事業所の削減義務率は27%(or25%)である
※トップレベル事業所の場合は適用前の削減義務率です

2. 医療施設の確認

- ☐ 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所あるいは同法第2条第1項に規定する助産所である

1, 2に該当した場合



確認書及び根拠資料の提出により、緩和措置を受けることができる可能性があります。詳細は「医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン」を御確認いただくか、相談窓口まで御連絡ください。

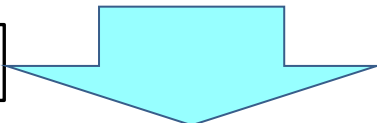
3. 医療施設が主要な施設であるかの確認

- ☐ 受電範囲において、医療施設が使用電力量の1/2以上を占める。
若しくは建物において、医療施設が床面積の1/2以上を占める。

4. 排出量が1/2以上であるかの確認

- ☐ 3で選択した受電範囲における排出量が、事業所全体の1/2以上を占める。若しくは3で選択した建物の延べ床面積が、事業所全体の1/2以上を占める。

更に3, 4に該当した場合



確認書及び根拠資料の提出により、緩和措置を受けることができます。緩和措置を希望される場合は、相談窓口まで御連絡ください。

※医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関する確認書は、以下URLよりダウンロードしてください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/iryou/
トップページ>地球環境・エネルギー>大規模事業所における対策>提出書類>医療施設に対する削減義務率の緩和措置について